

財政金融委員会における参考人質問

平成 21 年 6 月 9 日
参議院議員 大塚耕平

金商法等改正案、資金決済法案の審議に際して、法案の内容に関わる業界団体の責任者に参考人として出席頂いたことに謝意を表します。はじめに、全銀協、生保協会、損保協会からの 3 人の参考人にお伺いします。

今回の審議に限らず、国会の法案審議に利害関係者が参考人として出席して頂き、その意見を聴取させて頂くことは、法案の内容を適切に把握し、賛否の判断、あるいは成立後の運用を考えるうえで、非常に重要なことだと考えています。

当委員会においては、銀行、証券、生保、損保等（以下、金融産業と総称）に関する法案審議が断続的に行われていますが、近年、利害関係者からの意見聴取が必ずしも十分に行之得なかったという心象を抱いています。

その背景には、過去 10 数年来、不良債権処理や金融不祥事、あるいは業務の実情等を巡って、議会、行政、業界の間に、時に緊張関係が生じていたことなどが影響しているものと思料します。

日本の金融産業は、欧米諸国や中国との競争に直面するとともに、規模の割には十分なプレゼンスを発揮できておらず、また様々な構造的問題を抱えています。こうした状況下、議会、行政、業界の三者は、今まで以上に十分な意思疎通を図り、日本の金融産業の戦略的かつ健全な発展を図る必要があります。そうした観点から、今後は業界団体の責任者が、参考人として積極的に関係法案の審議に出席して頂くことを期待したいと思います。

金融産業は経済全体の牽引役、下支え役であると同時に、金融機能には極めて強い公的側面があります。そのことは、今回の金融危機における欧米諸国の政府の対応を見るまでもなく、議会、行政、業界の共通認識と考えています。したがって、業界を代表する立場の責任者は、金融産業に関する政策への提言や注文、あるいは議会からの質問への回答を提示することが重要な職責のひとつと認識しています。

もちろん、議会としても、あくまで業界団体の責任者の立場で意見聴取を行う場合と、個社の問題に関連して参考人出席を願う場合を峻別し、適切な対応に努めるべきであることは言うまでもありません。

また、業界団体の責任者におかれては、議会が世情や国民の声を集約し、それを利害関係者に伝える機能を果たしていることも改めて認識して頂きたいと思います。

大企業においては、往々にして社内からは経営幹部にネガティブインフォメーションが伝わりにくくなりがちです。そうした弊害を是正するためにも、議会における参考人としての意見陳述、議員との意見交換の場を有効活用し、金融産業や個社の健全な運営に努めて頂きたいと思います。

業界団体の責任者は、個社の経営幹部として多忙を極めていることは理解していますので、議会としてもそのことに十分に配慮する一方、業界団体の責任者も議会の要請に最大限の配慮をして頂くことを要望しておきます。そのことが、結果的に、議会、行政、業界の円滑な意思疎通に寄与し、経済危機等に際して金融産業を公的に支援していくバックグラウンドとインセンティブにつながります。

以上の点に関して、3人の参考人に所感と今後の姿勢を伺います。

次に、金融ADRに関して伺います。一昨年4月にADR促進法が施行され、銀行、生保、損保はそれぞれ「斡旋委員会」「裁定審査会」「調停委員会」を運営していますが、その現状と本法案が成立した場合の今後の改善点等について所見を伺います。

ADR促進法においては当事者間の対等中立性を前提としている一方で、生保業界誌（生命保険経営第77巻第2号〈平成21年3月〉、18頁）に以下のような記述がありました。曰く「業界が自主的に設置した裁判外紛争解決機関の最大の特徴は、会社側に課した片面的拘束力である。この精神の根底には、『消費者は一個人であり企業の組織力には到底敵うものではない』というバランス論から成り立っている」と明記されています。

このように、生保においては自発的に片面的拘束力を重視している中、この点に関する銀行、損保の考え方、及び、本法案成立後の3業界の方針について、3参考人に伺います。

昨年6月に成立した改正金商法が6月1日に施行されました。銀行、証券、生保、損保の役職員兼務が可能となったほか、顧客の事前同意なしに顧客情報を共有できるようになるなど、金融コングロマリット化が進んでいます。

こうした状況下、英国保険業におけるステートメント・オブ・デマンド・アンド・ニーズ（商品推奨の理由を説明する文書）やスータビリティ・レター（顧客への適合性と投資リスクを説明する文書）交付のような仕組みの有無、運用、本法案成立後の対応、ならびに、将来的に金融産業全体の横断的ADR構築を目指すべきかどうかの認識について、3参考人に伺います。

また、銀行に関しては、とりわけ不動産等に関連した提案融資を巡るトラブルが後を絶ちません。全銀協参考人には、本法案成立後のADR組織が融資トラブルをどのように扱うのか、あるいは融資トラブルを未然に防ぐ工夫の現状と今後について伺います。加えて、金融コングロマリット化の進展に伴い、銀行の優越的地位の乱用や利益相反リスクが高まる可能性についての認識、及び、そうした弊害に対する防止措置、弊害が顕現化した場合の金融ADR等を活用した是正措置についての考え方を伺います。

ところで、昨年来の金融危機は、欧米の大手金融コングロマリットが投資リスクを的確に把握できなかったことが原因のひとつです。そのため、世界の潮流は金融コングロマリットに懐疑的な方向に進み始めている中で、日本では逆に今月から金融コングロマリット化を進める法律が施行されたこととなります。世界と日本の動きの齟齬について、3参考人に所感を伺います。

銀行に関しては、貸し渋り・貸し剥がし、中小企業融資が伸びないこと等の問題点が当

委員会でも再三指摘されています。一方、銀行が不良債権化の予想される融資を安易に行えないという事情も理解できます。

こうした状況下、この問題に関する解決の糸口を探ることは日本経済の低迷を打開するうえで重要な課題です。地域経済や中小企業の疲弊が融資を行えない原因のひとつであるとするれば、政府の国土政策や産業政策について、議会の審議において銀行の立場から積極的に注文をつけ、意見具申をして頂くことが、公的機能を担った銀行業界の経営幹部、十分な納税責任を果たしているとは言えない業界団体の責任者として当然の責務であると思います。

生保、損保に関しても、公的保険制度の信頼性が揺らぐ中、その代替機能を果たすことや、保険の専門家として議会に対して適切な意見具申をして頂くことが、公的機能を担った保険業界の経営幹部として期待される役割だと思えます。

最後に、三國参考人に、格付機関の登録制の是非に関して基本的小ご認識を伺います。

今後とも、各参考人には、議会の法案審議と日本経済の発展のために、適切な協力と貢献をして頂くことをお願いして、私の質問を終わらせて頂きます。

以 上